中間報告書⑴の要旨等

学校法人日本大学 監 事

第１　はじめに

本書面は，中間報告書⑴の要旨を記載し，若干の補足説明を行うものである。

調査対象者は全て実名で調査に応じているが，調査の性質上，この要旨等には，被告人及びその関連会社並びに田中前理事長を除き「甲」「Ｘ社」等の仮名を使用する。

第２　中間報告の範囲（中間報告書⑴ 第１）

井ノ口忠男氏及び籔本雅巳氏が，令和３年１０月２７日に起訴された事件（第１事件）について，現時点において確認された事実並びにこれに基づく関係者の義務違反の有無及び学校法人日本大学の損害を中心に報告する。今後の調査により，新たな事実が判明した場合には，報告内容に変更が生じる可能性がある。

井ノ口氏及び籔本氏が令和３年１１月１６日に起訴された事件（第２事件）について確認された事実は中間報告書⑵において，第１事件及び第２事件の責任，田中前理事長の所得税法違反事件を含む関連事実の調査結果，原因及び再発防止策等については，最終報告書において示す予定である。

第３　調査により確認された事実，義務違反の有無及び日大の損害

１　調査により確認された事実（中間報告書⑴　第５）

※ここでは２項の義務違反の有無に直結する部分について，補足説明も含めて記載する。
中間報告書⑴第５の全項目の要旨は６頁以降に別紙として添付する。

Ｘ社…板橋病院建替えの設計監理者に選ばれた会社。
Ｙ社…Ｘ社にプロポーザル手続きを紹介した会社。籔本氏と懇意。
Ｚ社…板橋病院建替えの設計者を選定するプロポーザル手続きに応募した会社。
甲……日大常務理事（当時は日大理事），事業部代表取締役。
乙……日大職員。プロポーザル手続きの幹事。
丙……事業部職員（当時）。プロポーザル手続きの幹事。

⑴　行　為

令和元年１２月以降に実施された板橋病院建替えの設計監理者を選定するプロポーザル手続きにおいて，以下の各行為があった。

①設計料の水増し

令和２年１月３０日に提案書の提出が締め切られた後の２月上旬，井ノ口氏の働きかけにより，Ｘ社の提案書が差し替えられ，設計料が，１７億３７００万円から１９億８０００万円となった。

②評価点の改竄

２月１４日のプレゼン後，１６日までの間，井ノ口氏の意向により，甲・乙・丙が審査委員の評価点の集計表及び評価シートに手を加える方法によって，参加４社中２位にとどまったＸ社（設計監理料の合計は約２６億６１００万円）の評価点を加算する改竄がなされた。

その結果，建設検討委員会は，本来，１位の評価点であったＺ社（設計監理料の合計は１５億６２００万円）ではなく，Ｘ社を最終候補業者として選定し，管財委員会も同様に選定し，３月１３日の理事会でこの選定が承認された。

③リベートの要求

３月１６日，井ノ口氏は，Ｘ社役員に対し，Ⓐ「事業部に対するリベート」（設計料の１５％＝２億９７００万円）を甲を通じて要求するとともに，他の日大関係者の知らないところで密かに，Ⓑ「日大に対する設計監理料の値引き」（２億２０００万円）も自ら要求した。

甲は，井ノ口氏が行っていた値引き要求（Ⓑ）を知らないまま，日大常務理事と相談し，事業部がＸ社からリベート（Ⓐ）を受け取るのは不適切であるから，日大に対する値引き（Ⓐ′）に変更すべきだと判断した。

３月１９日，Ｘ社は，リベート（Ⓐ）を１５％ではなく２億２０００万円にしてほしいという文書を事業部あてに提出するとともに，設計料を２億２０００万円減額する見積書（Ⓑ）を提出した。この際，Ｘ社から，設計監理料の一部７億３０００万円の前払いの申入れもあった。

井ノ口氏以外の日大関係者は，井ノ口氏が密かに行っていた値引き要求（Ⓑ）を知らず，また，Ｘ社からの見積書（Ⓑ）の金額が，Ⓐ′と同じ２億２０００万円であったので，事業部に対する２億２０００万円のリベート（Ⓐ）に代えて，日大に対して２億２０００万円の値引き（Ⓐ′）がなされたものと誤信していた。

他方，井ノ口氏は，日大に対する２億２０００万円の値引きがなされてもＸ社に対し事業部へのリベート（Ⓐ）の要求を維持しており，Ｘ社も，値引きとは別にⒶのリベートを支払う必要があると理解していた。

井ノ口氏は，他の日大関係者が知らないところでリベート（Ⓐ）を事業部以外の受け皿において受け取ろうとしていたものと考えられる。

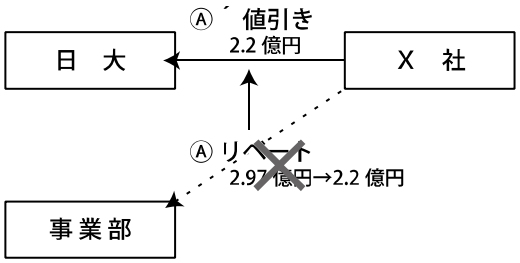

（井ノ口氏以外の日大関係者の認識）

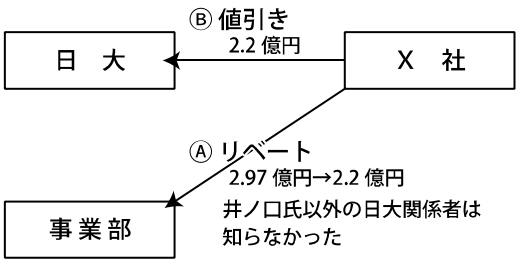

（ 実 態 ）

４月３日の理事会で，Ｘ社と２４億４０００万円の契約を締結すること及び値引額の範囲内で日大から事業部に対し業務委託料を支払うことについて承認決議がなされた。

５月以降，井ノ口氏は，Ｘ社に対し，事業部に対する２億２０００万円のリベート（Ⓐ）について，籔本氏の会社（インテリジェンス社）と契約を締結し，コンサル料を支払ってほしいと求めた。井ノ口氏は，Ｘ社役員に対し，「この会社は事業部と一体なんだ。だから事業部と契約したと思ってくれ。」と述べた。Ｘ社は，事業部に対するリベート支払い約束を履行する趣旨で，自らの利益の中からコンサル料を支払うことにした。

７月３１日，日大はＸ社に対し，約７億３０００万円を支払った。８月５日，Ｘ社は，インテリジェンス社に対し，２億２０００万円を送金した。８月３１日，日大は事業部に対し，１億８０００万円の報酬を支払った。

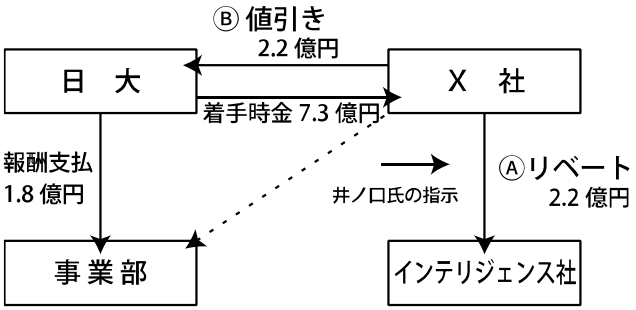

Ｘ社が事業部に対してリベートを支払う理由について，Ｘ社役員は，「設計業務にかかる費用（原価）の大半は人件費である。特に，板橋病院の建替えの設計監理は長期間に及ぶものであって，膨大な人件費がかかる。Ｘ社は，事業部へのリベートを要求されるまでの間，事業部が間に入ってくれたおかげで，医学部との連携や理事会への根回しなどで話が円滑に進んでいると感じていた。もし事業部を無視したら契約ができなくなってしまうかもしれないし，設計監理で躓いて時間がかかり大きな人件費がかかってしまうことになりかねない。しかし，事業部に間に入ってもらえば，業務がスムーズに進み，時間を短縮でき，その分設計監理の人件費を圧縮することができる，長い目で見れば，自らの利益を削って事業部に対して２億２０００万円のリベートを支払っても，それは人件費の圧縮という形で回収できるだろうと考えた」という旨を述べるが，他方，「仮に，日大が契約の条件として，事業部に対してリベート（Ⓐ）を支払うのではなく，日大に対して，前記Ⓑの２億２０００万円の値引きに重ねて，更に値引きをしてもらいたいと要求してきたとした場合でも，この重ねての値引きについて拒否することはなかったと思う。」旨も述べている。

⑵　関係者の認識

井ノ口氏は上記事情を全て知っていた。

甲・乙・丙は，②の改竄については自ら関与して知っていたが，①の水増し及び③のリベートの支払いについては知らなかった。

田中前理事長は，水増し，改竄，リベートの支払いについていずれも知らなかった。

２　義務違反の有無（中間報告書⑴　第６）

第１事件については以下のとおりである。

⑴　井ノ口氏には事業部取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められる。

⑵　田中前理事長にはプロポーザル手続きについて直接的な義務違反が認められない。

⑶　甲には，日大理事としての善管注意義務違反及び事業部代表取締役としての善管注意義務及び忠実義務違反が認められる。

⑷　乙の行為は日大就業規則違反と認められる。

⑸　丙の行為は事業部就業規則違反と認められる。

甲，乙及び丙については民事責任が生じうるが，井ノ口氏が起訴された刑事事件（第１事件）において検察官が設定した訴因については，任務違背行為についての故意も図利加害目的も認められず，共犯性はない。

３　日大の損害（中間報告書⑴ 第７）

第１事件に関しては，井ノ口氏が，自己と籔本氏らの利益を図る目的で，日大をしてＸ社との間で一部前払いを含む２４億４０００万円の契約をさせ，Ｘ社からインテリジェンス社に２億２０００万円を支払わせているところ，Ｘ社は，これは自己の利益から支払ったものである旨述べていることから，日大に損害が発生しているのか否かを検討してきたが，日大理事会は，第１事件についても，第２事件とともに被害届を出すことを決め，令和３年１２月６日，東京地方検察庁に被害届を提出済みである。

（別　紙）

中間報告書⑴第５ 調査により確認された事実 の要旨

（若干の補足説明を含む）

１　井ノ口忠男氏

井ノ口氏は，日大アメフト部出身である。会社を経営し，アメフト部のコーチを務めていたが，平成２２年１１月，事業部の事業企画部長として採用された。

井ノ口氏は，事業部の事業・業績を拡大した（売上／日大への寄付は，平成２３年の３億円／１億円→令和２年の１６８億円／８億５０００万円）。

井ノ口氏は，拡大した事業に関しては営業部門の一部の従業員に直接指示を行って業務を遂行させ，他部門からのけん制を極力排除して業務を進めた。営業部門にはアメフト部出身者を採用し，厳しい上下関係を構築した。日大から受注した業務の再委託先も自ら決定し，取り巻きの業者が事業部の業務に関与するようになった。

井ノ口氏は平成２９年２月に日大理事となった。平成３０年５月のアメフト問題を機に理事を辞任，事業部も退職したが，事業部への業務には関与を続けていた。アメフト問題で，検察が監督とコーチの違法タックル指示について嫌疑が不十分であるとした後，田中理事長から事業部への復帰を許され，令和元年１２月に取締役となった。井ノ口氏は，事業部の現場トップに君臨，営業部門だけでなく管理部門も含め，事業部の職員にトップダウンで指示を行った。事業部の業務ほぼすべてが，井ノ口氏の指示がないと進められない状況だったと言う者もいる。

井ノ口氏は，令和２年９月に日大理事となった。令和３年４月ころには，事業部の代表取締役の直下に「取締役営業統括」なる役職を置き，自身がその地位に就き，その配下に経営企画部を置き，経営企画部を通じて，事業部の管理部門を含む全部門を統括する組織体制とすることを主張した。

井ノ口氏は，「理事長の了解を得ている」として業務を進めることもあり，「理事長の名前を騙って立ち振る舞う」と思う従業員もいた。井ノ口氏は，逆らうと人事で報復をされるのではないかと恐れられる存在となっていた。井ノ口氏の業務遂行に対して，管理部門からのけん制がほとんどきかない状態となっていた。

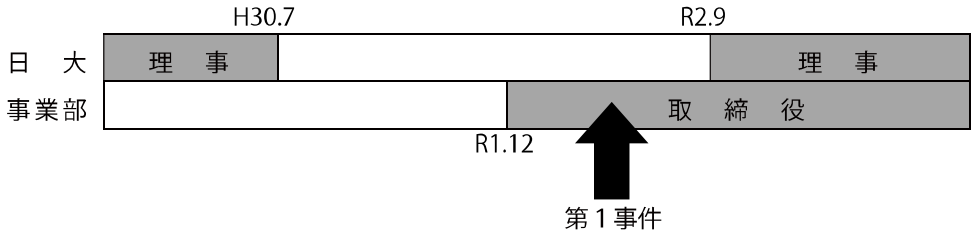

2　板橋病院の建替え

平成２９年３月の理事会決定により，日大が板橋病院を建て替えることとなった。板橋病院建設準備オフィス，板橋病院建設検討委員会が順次設置された。

事業部が基本構想計画策定を担当し，コンサルを起用して検討を進めた。

令和元年７月，現有敷地内における建替えの基本方針について理事会決議がなされた。

令和元年１２月６日の理事会において，入札ではなく，簡易プロポーザル方式によって設計者を選定することが了承された。

3　プロポーザル実施要項の作成

本件プロポーザル手続きの実施要項は，コンサルと病院準備オフィス・事業部が中心になって作成した。

要項作成段階で，Ｘ社・Ｙ社が関わっていたことが認められる。

4　従来のＸ社と井ノ口氏の関係

Ｘ社は，当初，Ｙ社を窓口にして本件プロポーザル手続きへの参加を行っていた。

5　簡易プロポーザル提案書提出

本件プロポーザル手続きには４社が参加して，令和２年１月３０日に提案書が提出された。Ｚ社だけ金額が極端に安かった（設計料１０億７８００万円）。Ｘ社の提案金額（１７億３７００万円）は，Ｚ社を除く他の２社（約１５億４０００万円，２０億９０００万円）と大きな違いはなかった。

井ノ口氏が促し，２月上旬に，設計料が高くなるようＸ社の提案書が差し替えられた（１９億８０００万円）。

6　提案の評価方法の決定

プレゼン前に，参加４社から監理料の見積書も提出された。

コンサルを中心に，本件プロポーザル手続きの審査のための評価シートが作成された。

コンサルは，設計監理料が国交省基準では税別２６億円と示し，Ｘ社を１位とする参考評価も配布した。

7　各社の提案金額

各社の提案金額（設計料と監理料の合計）を比較すると，Ｚ社は税込約１５億６０００万円と，他社と比較して非常に低い金額であった。差替え後のＸ社は約２６億６１００万円であり，Ｚ社以外の２社（約２３億３２００万円，２８億２７００万円）と大きな違いはなかった。

８　プレゼンテーション実施当日

２月１４日，４社のプレゼンテーションを８名の審査委員が評価した結果，１位はＺ社，２位はＸ社であった。

しかし，Ｘ社を１位にしたい井ノ口氏の意向により，甲，乙，丙によって，３名の審査委員の評価点が改竄され，その結果，Ｘ社が１位となった。

９　理事会による最終候補者選定の承認

Ｘ社を最終候補者として選定することについて，建設検討委員会から管財委員会に答申されて，管財委員会がＸ社を最終候補者として選定し，３月１３日，理事会でこの選定が承認された。

１０　Ｘ社との契約交渉

井ノ口氏は，Ｘ社に対し，事業部に対する２億９７００万円のリベートと，日大に対する２億２０００万円の値引きをあわせて要求した。

Ｘ社は，事業部に対して業務の円滑化のために自らの利益の中から２億２０００万円のリベートを支払うことにし，また，日大に対して，もともと許容範囲であった２億２０００万円の値引きをすることとした。井ノ口氏以外の日大関係者は，事業部に対する２億２０００万円のリベートに代えて日大に対する２億２０００万円の値引きがなされたものと誤信していた。

１１　日大から事業部に対する報酬

値引きとは別に，事業部がＸ社からリベートを受け取ることになっていたことを知らなかった日大は，事業部に対し，値引き交渉等の報酬として１億８０００万円を８月３１日に支払った。

１２　管財部による独自の査定

Ｘ社の値引き後の設計監理料２４億４０００万円については，日大の管財部営繕課が国交省の改正業務報酬基準に照らして適切な範囲内の金額であることを確認していた。

１３　Ｘ社による前払いの要求

Ｘ社は,契約に際し,設計監理料の３割の７億３０００万円の前払いを求めた。事業部に対するリベートの原資とする意味もあった。日大は保証会社に保証させたうえで前払いに応じることとした。

１４　理事会による承認

４月３日，Ｘ社と２４億４０００万円の契約をすること，値引きの範囲内で日大から事業部に報酬を支払うことについて理事会の承認決議がなされた。

１５　改竄行為がなかったと仮定した場合

仮に改竄行為がなければ，Ｚ社が最終候補業者になったと考えられるが，最終的な契約金額がＺ社の提案金額のとおりになったかどうかは不明である。

１６　インテリジェンス社に対する支払い

Ｘ社は,井ノ口氏からの求めに応じ,事業部に対するリベートを支払う趣旨で,籔本氏のインテリジェンス社と契約を締結した。日大から着手時金約７億３０００万円が７月末に入金された後，Ｘ社はインテリジェンス社に対し，２億２０００万円を支払った。

１７　井ノ口氏の理事辞任・取締役解任

令和３年９月，井ノ口氏を被疑者とする背任被疑事件の強制捜査が着手されるに至った。１０月，井ノ口氏は事業部取締役を解任され，日大理事の辞任勧告を受け，日大評議員と理事を辞任した。

１８　井ノ口氏と藪本氏以外への資金の「還流」等

本件背任により流出した資金が，田中前理事長に還流しているかどうかについては，田中前理事長にかかる所得税法違反被疑事件が捜査中であるため，現時点では調査結果の公表を差し控えることとする。

甲,乙,丙は,リベートのことを知らず,個人的に利益を受けることもなかった。